



ごみ減量・リサイクル通信

発行 青梅市環境部清掃リサイクル課

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1 ☎0428-22-1111

令和4年4月から燃やさないごみが50センチメートル未満のものまで収集できるようになります!

これまで一辺の長さが30センチメートル以上の燃やさないごみは粗大ごみとして排出していただいていたおりましたが、令和4年4月から、一辺の長さが50センチメートル未満のものまで燃やさないごみとして収集できるようになります。

燃やさないごみとして出せる主なものは以下のとおりです(ここに書いたものはあくまでも一例です)。

【金属類】

- ・ホットプレート ・オーブントースター ・家庭用FAX ・カセットコンロ ・鍋 ・フライパン ・工具類 等

【硬質プラスチック製品】

- ・植木鉢 ・プランター ・ポリタンク ・プラスチック製カラーボックス
- ・ヘルメット ・レターケース ・照明器具 等

【その他】

- ・傘 ・洗濯ばさみ付角ハンガー ・電気ポット ・空気入れ
- ・中身が固まって取り出せないビン ・木や金属などの異素材と合体したガラス



《排出するときの注意点》

- 一辺の長さが50センチメートル以上のものは、引き続き粗大ごみとして排出してください。
一辺の長さが50センチメートル未満であっても、袋に入らないものは粗大ごみとして排出してください。
- 以下の種類は50センチメートル以上でも収集します。
・傘 ・空気入れ ・洗濯ばさみ付角ハンガー ・電気ポット
- 鍋・フライパンは持ち手を除いて50センチメートル未満なら燃やさないごみ、50センチメートル以上なら粗大ごみとして排出してください。
- ガラス・陶磁器は燃やさないごみでは出せません。バケツや箱などの容器に入れて排出してください。
また、一辺の長さが30センチメートル以上のものは粗大ごみとなります。
- 刃物などを出す場合は新聞紙やぼろ布等に包んで、「危険物」などの表記をしてごみ袋に入れてください。
- カセットコンロを出す際は、ガスボンベを取り外してから排出してください。
- 石油ストーブ、石油ファンヒーターは、火災の原因となるおそれがあるため、50センチメートルより小さくても粗大ごみとして排出してください。

収集車両の火災

近年、燃やさないごみ等のごみ袋に混ざっていたライターやスプレー缶等が原因で、収集車両の火災が発生しております。

車両火災が発生すると、作業員や通行人、周辺の住宅等に被害を及ぼすおそれがあるほか、人の命にかかわる事故に発展する可能性があります。

車両火災を未然に防ぐためにも、一人一人が正しく分別してごみ出しするようにご協力をお願いします。

火災の原因となることが多いごみは表のとおりです。



ごみの種類	処分方法
ライター 	有害ごみとして排出してください。 なるべく使い切ってから、透明または半透明の袋に入れて排出してください。 中身が残っている場合は、「残あり」などの貼り紙をしてから透明または半透明の袋に入れて排出してください。
スプレー缶 カセットコンロ用 ガスボンベ 	有害ごみとして排出してください。 なるべく使い切ってから、透明または半透明の袋に入れて排出してください。 中身が残っている場合は、「残あり」などの貼り紙をしてから透明または半透明の袋に入れて排出してください(危険なので穴は開けないでください)。 特に、カセットコンロ用ガスボンベをカセットコンロにつけたまま排出するのは大変危険です。カセットコンロから取り外して有害ごみとして排出してください。
電子タバコ 本体 	有害ごみとして排出してください。 透明または半透明の袋に入れて排出してください。
モバイル バッテリー 	市では収集・処理することができません。 小型充電式電池回収協力店に置いてある回収ボックスに入れてください。 小型充電式電池回収協力店は、 一般社団法人JBRCホームページ を参考にしてください。

令和3年度 小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール

キャッチフレーズ部門最優秀賞

『ちょっとまって その紙まだまだ 使える資源』

井上 琥次郎 さん (第六小学校5年生)



青梅市リサイクル推進協力店募集！

ごみ減量およびリサイクル活動を積極的に取り組む市内の小売店舗を「青梅市リサイクル推進協力店」として指定することにより、ごみ減量と再資源化の推進を図り、資源循環型のまちづくりを目指すことを目的としています。青梅市では、リサイクル推進協力店を募集しています。

対象

リサイクル推進協力店は、次の事項のうち、2つ以上を実施する小売店舗が対象となります。

- ・ペットボトルの回収
- ・発泡スチロールトレイの回収
- ・牛乳パックの回収
- ・ビンの回収
- ・カンの回収
- ・買物袋の持参奨励
- ・簡易包装の推進
- ・使い捨て容器の使用自粛
- ・エコマーク、グリーンマーク商品の販売促進
- ・生ごみ処理機器等の販売
- ・広告、チラシの再生紙の使用
- ・中古品の下取り、引取り
- ・事業ごみのリサイクルの推進
- ・その他、市長が認めるごみ減量・リサイクルに関する事業



現在の登録店舗

現在、15店舗がリサイクル推進協力店として登録されています。お買い物の際には、リサイクル推進協力店をぜひご利用ください。

店舗名	住所
高野商店	沢井2-914
カワスギ陶器店	本町139
(有)でんきのAmi	野上町4-9-6
セイント ニコラス	河辺町10-10-3
リカーステーションおかざき	森下町498
(株)釜屋 新町営業所	新町3-8-8
(株)釜屋	本町123
(株)成電社	東青梅5-20-3
志村電設(株)	東青梅4-2-3
でんきのえんどう	二俣尾4-956-4
八百誠商店	裏宿町626
(株)エコスタIRAYA吉野店	梅郷5-1111
マルフジ東青梅店	東青梅2-14-2
マルフジ千ヶ瀬店	千ヶ瀬町3-400
コープみらい コープ青梅新町店	新町2-3-1

申し込み方法

申し込みは、市ホームページから、リサイクル推進協力店申込書をダウンロードし、市役所5階清掃リサイクル課へ提出してください。

ご存じですか？資源ごみの集団回収

青梅市は、昭和54年度から資源再利用推進報償金交付制度を開始し、以前から集団回収の実施が盛んな地域です。家庭から排出される古紙、空きびん、空き缶、繊維類などの再利用可能なごみは、集団回収により無駄にすることなく資源有価物として有効活用されています。集団回収は、ごみの減量や資源の有効利用を推進し、地域コミュニティづくりや物を大切にすることを育めることにも役立っています。

令和2年度には2,414,605kgの資源有価物が集団回収実施団体の協力を得て回収されました。特に回収量が多かった品目は古紙類で、全体の82%です。再利用可能な古紙類は、回収後、古紙問屋を経て、古紙を利用する国内製紙メーカーに供給され、再資源化されています。また一部の古紙は国際商品として輸出され海外で有効に活用されています。

ところが、近年は多くの資源有価物の市場価格が下がってきており、資源の有効活用を図るリサイクルの基盤に影響が出ています。各団体が集団回収によって集めたもののうち、値段が付かない資源物が出ているもののためです。

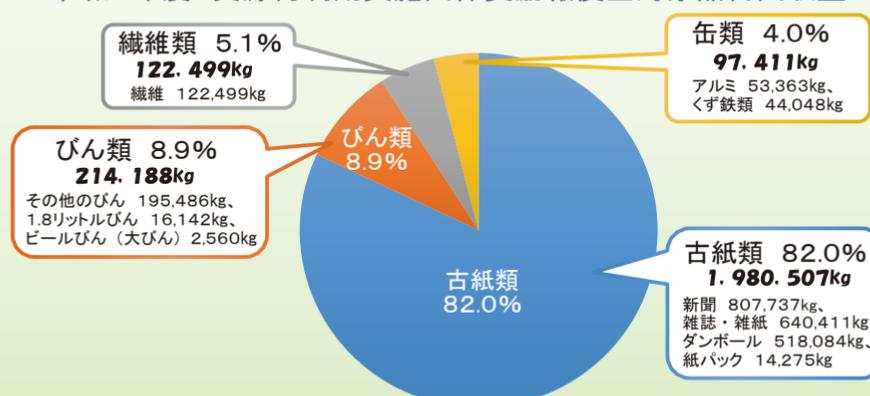
また、最近の集団回収による回収量も残念ながら減少傾向にあります。

市では、集団回収を実施する地域の自治会、こども会、PTA等の各団体に、回収量に応じた報償金を交付しています。この報償金は各団体の活動費として役立てられています。同時に、有価資源物の引き取り先である資源回収事業協力者にも回収量に応じた助成金を交付し、地域内で有価資源物が引き取られやすい仕組みを守るよう支援しています。

資源有価物はぜひ地域の集団回収に出すようご協力をお願いします。行政収集のみに頼ることなく、地域内の健全なリサイクルシステムを維持していきましょう。

なお、集団回収の実施日や回収している資源物は、各団体で異なりますので、それぞれの団体にご確認ください。

令和2年度 資源再利用実施団体奨励報償金対象品目回収量



集団回収を始めるには団体の登録が必要です

報償金を申請するためには、営利を目的としない10人以上の住民が集まって団体を作ります。集める品目、持ち寄る場所、回収業者、回数、代表者、取引口座等を記入した団体登録申請書を清掃リサイクル課に提出してください。詳しくは市ホームページまたは清掃リサイクル課へお問い合わせください。報償金の単価は表のとおりです。



品目	単価 (1kg当たり)
新聞	9円
雑誌・雑紙	13円
紙パック	13円
ダンボール	11円
繊維類	11円
くず鉄類	8円
アルミ	20円
1.8Lびん	16円
ビールびん(大びん)	16円
その他のびん	15円

集団回収実施団体の方へ

新型コロナウイルス感染症の拡大等により、集団回収を計画どおりに実施することが困難な状況が続いておりますが、ご協力をいただきありがとうございます。感染拡大防止への協力が求められる時期に集団回収を実施する場合は、密にならないよう気を付けて作業を行っていただくとともに、体調の管理、マスクや手袋の着用、手洗いの徹底等の基本的な感染予防策を十分に講じていただくようお願いいたします。

青梅市資源回収事業協力者を受け付けています

市では、市内の各種団体の集団回収で集められた「古紙・缶・びん類」など有価資源物を回収していただく資源回収業者に対し、品目により事業協力助成金を交付しています。ご協力いただける事業者はご登録をお願いします。

登録資格: 市内に事業所または営業所がある資源回収業者

登録受付期間: 随時

※4月から回収を行いたい業者は3月中に届け出をしてください。

登録方法: 清掃リサイクル課に「青梅市資源回収事業協力者登録届出書」を提出してください。

※届出書は市ホームページからダウンロード可

※届け出は毎年度必要です。

知っていましたか？ごみ収集

ここでは、普段のごみ収集や分別で、皆さんから質問が多い内容についてお答えいたします。

Q. ごみを収集する時間は決まっていますか？

A. ごみ収集は、**ごみの量や天候、道路の状況に影響を受けるため、いつも同じように収集ができるとは限りません。**そのため、収集に伺う時間は定めておりません。
市民の皆様は、収集が始まる午前8時までに出していただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

Q. ごみはすべて同じ業者が収集しているのですか？

A. **ごみの種類やお住まいの地域によって収集している業者は変わります。**
現在、青梅市では7社の業者に収集を委託しております。それぞれの業者が、午前8時から担当している地域を一軒一軒収集しております。そのため、ごみの種類によって収集に伺う時間も異なります。
収集している業者は次のとおりです。**なお、ごみ収集に関する問合せは青梅市役所までお願いします。**

燃やすごみ	燃やさないごみ	資源ごみ
新聞・折込チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維類	容器包装プラスチックごみ 有害ごみ	(カン・ビン・ペットボトル・ガラス・陶磁器)
青梅新興株式会社 スイハン企業株式会社 株式会社大島商事	青梅新興株式会社 スイハン企業株式会社	有限会社青梅クリーンリサイクル 奥住運輸有限会社 有限会社サンクリーン永昌 共同企業株式会社

Q. プラスチックごみはすべて容器包装プラスチックごみ（紫のごみ袋）で排出できるのですか？

A. 容器包装プラスチックごみとは、商品の容器や包装として使われていて、中身（商品）を使い終わった後に不要となるプラスチックごみのことです。**すべてのプラスチックごみが該当するわけではありません。**

例えば、弁当箱やバケツは中に物を入れるための容器ではありますが、弁当箱やバケツそのものが商品であるため、容器包装プラスチックごみには該当しません。コンビニ弁当の容器などは、中に入っていた食品が商品であり、容器包装プラスチックごみに該当します。（汚れている場合は、洗って排出してください。）

容器包装プラスチックごみに該当しないもののうち、**硬質プラスチック**でできているもの（例：弁当箱、バケツ等）は燃やさないごみ（オレンジ色のごみ袋）、**軟質プラスチック**でできているもの（例：クリアファイル、ビニール手袋等）は燃やすごみ（みどり色のごみ袋）になります。

また、ほとんどの容器包装プラスチックごみにはプラマークが付いています。参考としていただきますようお願いいたします。



Q. 雑誌・雑紙やダンボール・紙パック等は、雨の日は出さない方がいいですか？

A. **新聞・折込チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パックは濡れていても収集いたします。**ビニール袋に入れたり、軒下に移動させたりする必要はありません。いつもと同じ場所に排出してください。

なお、繊維類については、雨に濡れると資源化できなくなります。雨の日でも収集はしておりますが、なるべく次回以降に排出していただくようお願いいたします。

Q. お店や会社から出るごみは回収してもらえるのですか？

A. お店や会社など、**事業所での事業活動に伴って排出されるごみは、事業者の責任で自ら処理することが原則**であり、種類・量・質にかかわらず「事業系ごみ」となるため、家庭用のごみ袋で排出することはできません。
ただし、排出量が少ない事業所については、以下の種類・方法に限り収集いたします。

ごみの種類	排出方法
燃やすごみ 燃やさないごみ 容器包装プラスチックごみ	事業系ごみ袋（家庭用のごみ袋とは違います）を使って排出します。 一度に排出できる量は、大型（45L相当）の袋なら3袋、小型（22.5L相当）の袋なら6袋までです。

上記の表より排出量が多い事業所は、市で許可を出している廃棄物処理業者に依頼する等の自己処理をしてください。（許可を出している処理業者の一覧は市ホームページからご確認ください。）

また、事業所から排出される粗大ごみ、資源ごみ（ビンやカン、ダンボールなど）、および産業廃棄物は、市では収集いたしませんので、廃棄物処理業者に処理を依頼する等の自己処理をしてください。

Q. 新型コロナウイルスの検査キットは捨てられるのですか？

A. 使用済みのキットのうち、プラスチックが主材料で針のないものについては、燃やすごみとして収集することが可能ですので、排出される場合は以下のようにお願いします。（**針のあるキットは収集・処理することができません。購入したお店やメーカー等にご相談ください。**）

1. 使用後はビニール袋等に入れて口をしっかりと縛り、一週間程度保管する。
 2. 一週間程度経過したら、袋ごと燃やすごみの袋に入れて、燃やすごみの収集日に排出する。
- ※袋に入れた後はよく手を消毒してください。また、検査キットが袋の外に触れた場合は、袋を二重にしてください。



青梅市のごみ処理費用は？

令和2年度ごみ処理経費(歳入)

○ごみ処理手数料(指定収集袋手数料)

4億8,752万円

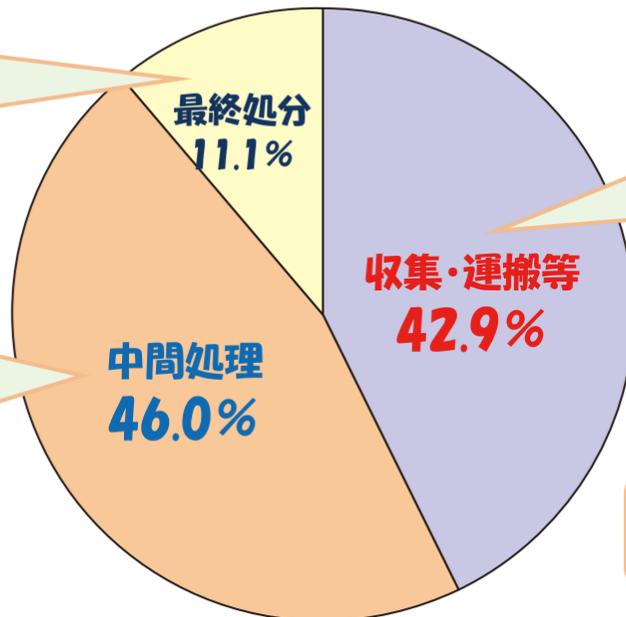
令和2年度 ごみ処理経費(歳出)の内訳

3億1,050万円

- 東京たま広域資源循環組合(最終処分場)負担金 2億9,354万円
- 有害ごみ対策経費 1,696万円

12億8,481万円

- 西多摩衛生組合(焼却施設)負担金 8億6,178万円
- リサイクルセンター管理・施設整備経費等(燃やさないごみや容器包装プラスチックごみの選別処理など) 4億2,303万円



11億9,840万円

- 収集・運搬委託料等 10億3,941万円
- 廃棄物対策費(資源回収、ごみ収集力レンダー、施設見学会、ごみ情報誌発行等のごみ減量対策費など) 1億5,899万円

合計 27億9,371万円

令和2年度の青梅市におけるごみ処理経費は27億9,371万円かかっており、一般会計(歳出)に占める割合は4.2%です。

市民1人あたり年間 21,118円

1世帯あたり年間 43,788円

ごみ1kgあたりの経費 73円

フードドライブを通年で実施しています！

ご家庭で使い切れない食品を捨ててしまいませんか。

日本では、年間570万トン(農林水産省：令和元年推計値)の食べ物が食品ロスとして廃棄されています。

青梅市では、食料資源を有効活用し食品ロスを減らす取組としてフードドライブを通年で実施しています。

フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動のことです。ご家庭で使い切れない食品がありましたら、条件等をご確認のうえ、清掃リサイクル課までお持ちください。

受付場所

市役所5階清掃リサイクル課窓口

受付日時

月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで
(祝日、年末年始を除く。)

対象となる主な食品

- 缶詰(肉、魚、野菜、果物など)
- インスタント食品
- レトルト食品
- フリーズドライ食品
- 嗜好品(お菓子、インスタントコーヒー、お茶パックなど)
- 乾物(パスタ、そうめん、うどん、そば、海藻など)
- 乳幼児食品
- 調味料
- 飲料(アルコール類は除く)
- お米(国産米で精米から1年以内のもの)



集める食品の条件

次のすべての条件を満たすもの

- 未開封のもの
- 包装や外装を破損していないもの
- 賞味期限が明記されていて、持参日から期限まで1か月以上あるもの(塩、砂糖、米は除く)
- びん詰め食品ではないもの
- 生鮮食品、冷凍、冷蔵食品ではないもの



注意事項

受け取りの際に、賞味期限等を確認させていただきます。お持ちいただいた食品の種類や状態によっては、お持ち帰りいただく場合があります。

その他

お持ちいただいた食品はフードバンク青梅へ寄付しています。また、食品をお持ちいただいた方にフードドライブ等に関するアンケート調査を行っています。ご回答いただいた方には青梅市オリジナルロゴ入りエコバッグを差し上げていますので、併せてご協力をお願いいたします。

実施状況

年度	延べ人数	回収量
令和元年度	82人	203.9kg
令和2年度	117人	395.4kg
令和3年度(2月1日現在)	115人	410.5kg

フードバンク青梅の紹介

「フードバンク」とは、包装の破損・在庫過剰・印字ミスなどの理由で流通に出すことができない食品や、まだ安全に食べられるのに捨てられてしまう食品を寄贈していただき、食べ物に困っている方や福祉施設に届ける活動です。

青梅市友田町を拠点に活動しているフードバンク青梅では、寄贈を受けた食材を市内の子ども食堂や児童福祉施設等へ提供する活動を通じて、子どもたちの成長を支援するとともに、食品ロスの削減に貢献しています。

問い合わせ フードバンク青梅 0428-78-3304
(活動日：毎週水曜日)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。